

東京都衛生検査所精度管理調査実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、衛生検査所における検査精度の向上を図り、もって都民の医療と健康確保に資するため、精度管理調査及び調査結果に基づく指導を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象検査所)

第2 精度管理調査（以下「調査」という。）は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項により登録を受けている衛生検査所（以下「検査所」という。）を対象として行い、原則として希望するすべての検査所を調査に参加させるものとする。

2 参加費用は、ブラインド方式に係るものについては無料とし、オープン方式に係るものについては別表のとおりとする。

(実施方式)

第3 調査の実施方式は、オープン方式又はブラインド方式とする。

2 「オープン方式」とは、試料と調査票を直接検査所に送付して検査させ、その成績書を回収する方法をいう。

3 「ブラインド方式」とは、試料を公益社団法人東京都医師会（以下「都医師会」という。）が選定した協力医を通じて、日常の検体と同様な状態で検査依頼し、その結果を記載した検査成績書を回収する方法をいう。

4 オープン方式による調査は、東京都と衛生検査所とで別途契約を締結の上、行うものとする。

(検査項目)

第4 検査項目は、生化学的検査、**免疫学的検査**、血液学的検査、微生物学的検査、**尿・糞便等一般検査**、病理学的検査、**遺伝子関連検査・染色体検査**に属する項目のうちから、福祉保健局長が東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて選定する。

(評価基準等)

第5 調査の評価基準、調査回数、調査実施日及び調査結果の評定等は、福祉保健局長が委員会の意見を聞いて定める。

(役割分担)

第6 オープン方式及びブラインド方式（試料の作製及び搬送並びに調査結果の集計に限る。）は、健康安全研究センターが実施する。

2 ブラインド方式（試料の作製及び搬送並びに調査結果の集計を除く。）は、都医師会が都の委託を受けて実施する。

3 都医師会、委員会及び検査所との連絡並びに調査の実施に係る総合調整は、福祉保健局医療政策部が担当する。

(予備調査)

第7 調査を実施するに当たり、検査所における検査項目、使用機器及び日常の精度管理の状況等を事前に把握する必要があるときは、福祉保健局長は委員会の意見を聞いて検査所に対し、予備調査を実施することができるものとする。

(調査結果)

第8 福祉保健局長は、調査の実施結果を報告書にまとめ、検査所に通知し、また報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(講習会)

第9 福祉保健局長は、講習会を開催し調査結果の講評を行うものとする。

(指導)

第10 福祉保健局長は、調査の結果、検査業務に問題があると思われる検査所に対し、個別に調査し、指導を行うものとする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は福祉保健局医療政策部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第2の2の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3の3の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和元年5月28日から適用する。

参加費用表

No	参加検査区分	参加費用(単位:円)
1	生化学的検査	9,000円
2	免疫学的検査 (血清学的検査)	10,000円
3	血液学的検査	8,000円
4	微生物学的検査	3,000円
5	細胞診検査(婦人科)	1,000円
6	細胞診検査(喀痰) <small>かくたん</small>	1,000円
7	組織診検査	4,000円
8	尿・糞便等一般検査(寄生虫検査)	1,000円
9	遺伝子検査(病原体核酸検査)	9,000円
	試料配布用容器	1,000円

※ 参加費用は、参加検査区分に配布用容器を加えた金額とする。

東京都衛生検査所精度管理調査実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1 (現行のとおり)</p> <p>(対象検査所)</p> <p>第2 (現行のとおり)</p> <p>(実施方法)</p> <p>第3 (現行のとおり)</p> <p>(検査項目)</p> <p>第4 検査項目は、生化学的検査、<u>免疫学的検査</u>、血液学的検査、微生物学的検査、尿・糞便等一般検査、病理学的検査、<u>遺伝子関連検査・染色体検査</u>に属する項目のうちから、福祉保健局長が東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて選定する。</p> <p>(評価基準等)</p> <p>第5 (現行のとおり)</p> <p>(役割分担)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(対象検査所)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(実施方法)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(検査項目)</p> <p>第4 検査項目は、生化学的検査、血清学的検査、血液学的検査、微生物学的検査、寄生虫学的検査及び病理学的検査に属する項目のうちから、福祉保健局長が東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて選定する。</p> <p>(評価基準等)</p> <p>第5 (略)</p> <p>(役割分担)</p> <p>第6 (略)</p>

<p>(予備調査) 第7 (現行とおり)</p> <p>(調査結果) 第8 福祉保健局長は、調査の実施結果を報告書にまとめ、検査所に通知し、また報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(講習会) 第9 (現行とおり)</p> <p>(指導) 第10 (現行とおり)</p> <p>(委任) 第11 (現行とおり)</p> <p>附 則 この要綱は、昭和58年7月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第2の</p>	<p>(予備調査) 第7 (略)</p> <p>(調査結果) 第8 福祉保健局長は、調査の実施結果を報告書にまとめ、検査所に通知するものとする。</p> <p>(講習会) 第9 (略)</p> <p>(指導) 第10 (略)</p> <p>(委任) 第11 (略)</p> <p>以下略</p>
--	---

2の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3の3の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和元年5月28日から適用する。

別表

参 加 費 用 表

No	参加検査区分	参加費用(単位:円)
1	生化学的検査	9,000円
2	免疫学的検査 (血清学的検査)	10,000円
3	血液学的検査	8,000円
4	微生物学的検査	3,000円
5	細胞診検査(婦人科)	1,000円
6	細胞診検査(喀痰) <small>かたん</small>	1,000円
7	組織診検査	4,000円
8	尿・糞便等一般検査(寄生虫検査)	1,000円
9	遺伝子検査(病原体核酸検査)	9,000円
試料配布用容器		1,000円

※ 参加費用は、参加検査区分に配布用容器を加えた金額とする。

参 加 費 用 表

No	参加検査区分	参加費用(単位:円)
1	生化学的検査	18,000円
2	血清学的検査	10,000円
3	血液学的検査	8,000円
4	微生物学的検査	1,000円
5	細胞診検査(婦人科)	1,000円
6	細胞診検査(喀痰) <small>かたん</small>	1,000円
7	組織診検査	1,000円
8	寄生虫学的検査	1,000円
試料配布用容器		1,000円

※ 参加費用は、参加検査区分に配布用容器を加えた金額とする。